

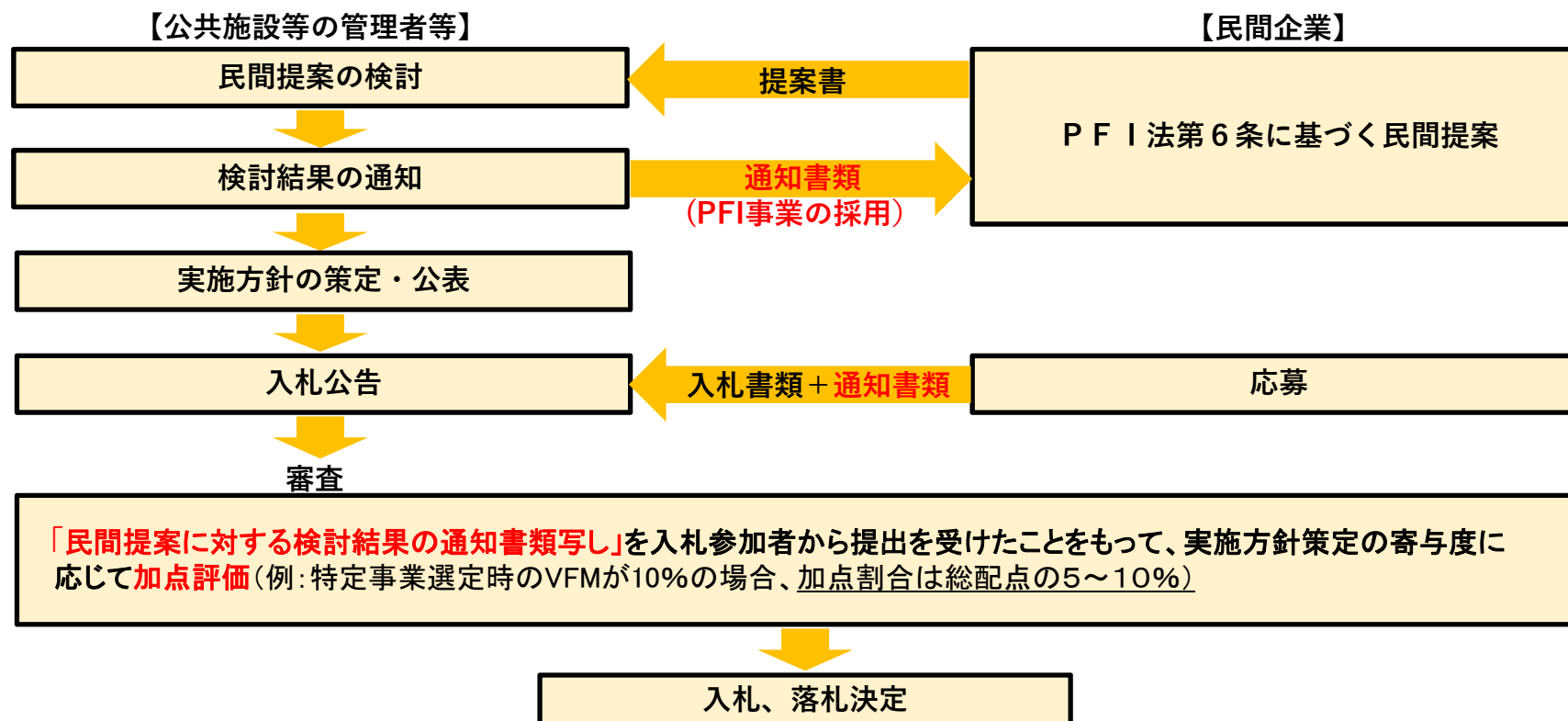
# 公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置（概要）

○「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行うとされたことを受け、公共調達の評価において、民間提案事業者に対して加点を行う。

■適用対象：PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を締結しようとするすべての公共調達

■加点評価：PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。

加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。（例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5～10%。）



## (参考)各種政策文書

### ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成30年12月18日閣議決定)

#### 三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国は、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。(1)～(7)、(9)、(10)は略)

(8) 民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。

2 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人は、民間事業者の選定等について、上記1(1)から(10)までの規定に準じて、公正かつ適切に実施するものとする。

(前文より抜粋)

(略)本基本方針は、国等が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、PFI事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

### ○PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)

#### 2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

##### 【方針】

(略)民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う。

##### 【具体的取組】

vii) 民間提案の積極的活用

② PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、(略)民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。

### ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年七月三十日 法律第百十七号)

(実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。